

商品概要説明書

フリーローン

(平成 30 年 7 月 1 日現在)

商品名	フリーローン
ご利用いただける方	○次のいずれかに該当する個人の方。 ・当ＪＡの正組合員の方。 ・正組合員以外で当ＪＡ管内に居住または勤務されている方。 ○お借入時の年齢が満 20 歳以上であり、最終償還時の年齢が満 71 歳未満の方。 ○原則として、前年度税込年収が 200 万円以上ある方（農業者以外の自営業者の方は前年度税引前所得とします。）。 ○農業者（認定農業者・認定就農者・第 1 種兼業農家）の場合は、前年度税引前所得が 150 万円以上ある方。 ○原則として、勤続（または営業）年数が 1 年以上の方（農業者以外の自営業者の方は営業開始後 3 年以上とします。）。 なお、新卒の農業者・給与所得者の方または転職者の方で転職先がＪＡ系統団体・官公庁公社・上場企業・保証機関が指定する企業の場合は勤続年数 1 年未満でもお申込みいただくことができます。 ○生活の本拠が定まっている方（農業者以外の自営業者の方については、ご本人またはご家族の持ち家であること。）。 ○当ＪＡが指定する保証機関の保証が受けられる方。 ○その他当ＪＡが定める条件を満たしている方。
資金使途	○生活に必要とする一切のご資金とし、資金使途の確認可能なものとします。 ただし、以下の資金は対象外とします。 ① ＪＡで納付される相続税・贈与税を除く税金支払資金 ② 負債整理資金 ③ 所定の期日経過後の経済未収金の肩代り資金 ④ 営農資金および事業資金
借入金額	○1 万円以上 300 万円以内、1 万円単位とし、所要金額の範囲内とします。
借入期間	○6 か月以上 5 年以内とします。なお、ＪＡ住宅ローンをご利用いただいている方は、6 か月以上 7 年以内とします。
借入利率	○次のいずれかよりご選択いただけます。 【変動金利型】 お借入時の利率は、3 月 1 日、6 月 1 日、9 月 1 日および 12 月 1 日の基準金利（パーソナルプライムレート/長期プライムレート）により、年 4 回見直しを行い、4 月 1 日、7 月 1 日、10 月 1 日および 1 月 1 日から適用利率を変更いたします。 お借入後の利率は、4 月 1 日および 10 月 1 日の基準金利（パーソナルプライムレート/長期プライムレート）により、年 2 回見直しを行い、6 月・12

	月の約定返済日の翌日より適用利率を変更いたします。 【固定金利型】 お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。 ○利率は店頭に掲示します。								
返済方法	○元利均等返済（毎月の返済額（元金＋利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済方式、特定月増額返済方式（毎月返済方式に加え特定月に増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の 50% 以内、1 万円単位です。）のいずれかをご選択いただけます。								
担保	○不要です。								
保証人	○当 J A が指定する保証機関（三重県農業信用基金協会または一般社団法人三重県農協信用保証センター）の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。								
保証料	○保証料率は、ご本人の信用状況に応じ、年 0.5%～年 1.2%の範囲内となります。 ○ご融資時に一括して保証料をお支払いいただきます。 【例】お借入額 100 万円あたりの一括支払保証料（保証料率：年 1.0%） <table><tr><td>お借入期間</td><td>1 年</td><td>3 年</td><td>5 年</td></tr><tr><td>概算保証料</td><td>5,342 円</td><td>15,522 円</td><td>25,890 円</td></tr></table>	お借入期間	1 年	3 年	5 年	概算保証料	5,342 円	15,522 円	25,890 円
お借入期間	1 年	3 年	5 年						
概算保証料	5,342 円	15,522 円	25,890 円						
手数料	○ご融資の際、2 1 6 円の事務手数料（消費税等含む。）が必要です。								
苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当 J A 本支店（所）または金融部ローンセンター（電話：0 5 9－2 2 9－3 5 0 3）にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、J A バンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当 J A 金融部または J A バンク相談所にお申し出ください。 ・愛知県弁護士会紛争解決センター（電話：052-203-1777） ・民間総合調停センター（大阪府）※ ※ J A バンク相談所を通じてのご利用となります。 詳しくは上記 J A バンク相談所にお申し出ください。								

その他	○お申込みに際しては、当ＪＡおよび当ＪＡが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ○印紙税が別途必要となります。 ○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当ＪＡの融資窓口までお問い合わせください。
------------	---

ＪＡ津安芸